

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沼津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沼津市特別職の職員の給与に関する条例（次項において「特別職条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の特別職条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「提案理由」

一般職常勤職員の例に倣い、特別職の職員の期末手当を改めるものである。